

戦前沖繩における社会事業行政の成立

石井 洗二*

— 目 次 —

1. はじめに
2. 行政組織・職員
3. 方面委員制度
4. 救貧制度
5. 医療救護
6. 社会事業協会
7. おわりに

キーワード：方面委員制度、救護法、医療救護

1. はじめに

1920（大正9）年8月、内務省社会局の設置を機に、大都市ならびに各道府県において社会事業を担当する部局が設置され、それら行政部局の主導により社会事業の全国的な整備が進むこととなる。各地の社会事業の組織的な基盤となったのは、地方行政部局のほか、方面委員および方面委員後援団体や地方ごとに設置された社会事業協会などであった。

また、そのような社会事業の組織的な整備が進むとともに、1929（昭和4）年

* Senji ISHII 本学社会福祉学部教授（社会福祉学科）

救護法公布（1932年施行）を皮切りに、方面委員令、母子保護法、社会事業法、医療保護法など法制的な整備も進められた。そして、この時期にかたちづけられた社会事業の組織、法制は、戦後の社会福祉の基本的な枠組みとなった。

日本の社会福祉史を叙述する際に、以上が一般的な説明である。ただし、その具体的な展開過程は各地方によって一様ではなかった。くわえて、沖縄においては、甚大な被害をもたらした地上戦の後、1945年から米軍の直接統治下に置かれることとなり、PHW（公衆衛生福祉局）ならびに厚生労働省の主導により戦後の社会福祉がかたちづけられた占領下日本とは別のあゆみをたどることとなった。

本稿は、戦前から米軍統治期にいたる沖縄の社会福祉史を考察する研究の一環として、1920年代から十五年戦争期までの沖縄における社会事業行政の展開のようすを明らかにすることを目的とする。

戦前の沖縄における社会事業を対象とした先行研究は少ない。施設・実践を対象としたものとして安仁屋政昭（1974）、末吉重人（2002）、保育事業について考察したものとして神里博武・神山美代子（1997）、神山美代子・神里博武（1997）などがある。また、末吉重人（2004：135－151）では『沖縄県社会事業要覧・昭和9年版』の内容と関連法規が紹介されている。いずれも重要な研究であるが、社会事業行政の全般的な考察には至っていない。石井洗二（2004）では明治・大正期の窮民救助を考察したが、本稿ではそれに続く昭和戦前期と戦中を対象とする。

考察は、基本的には戦前の沖縄側資料を用い、当時の中央資料によってそれを補いながら進めていく。沖縄側資料として主なものは、『沖縄県統計書』各年版（～1940年）、『沖縄県勢要覧』各年版（～1940年）、『沖縄県社会事業要覧・昭和九年四月』（沖縄県学務部社会課、1934年）、『沖縄県社会事業要覧・第六輯・昭和十年十月』（沖縄県学務部社会課、1935年）、『現行沖縄県令規全集・加除自在』（沖縄県庁編纂、帝国地方行政学会刊、1929年発行、最新加除1944年5月）などがある。このうち、沖縄県学務部社会課（1934）は、表紙、例言、「沖縄県社会事業一覧（昭和九年三月現在）」〔綴込〕、本文73～74頁、奥付を欠落したかたちで『沖縄の社会福祉二十五年—沖社協創立20周年記念誌』（沖縄社会福祉協議会、1971年、549頁～587頁）に収録され、戦前の社会事業を知るための貴重な資料として用いられてきたが、1993年に宮城県庁の書庫で発見された「昭和10年知事事務引継書」のなかに同書が含まれていたため、欠落箇所を含めて全体を知ること

ができるようになった。沖縄県学務部社会課（1935）は、日本社会事業大学附属図書館蔵本から複製されたものが沖縄キリスト教学院図書館に所蔵されている。また、以下、沖縄県の法令について特に注記のない限り「沖縄県令規全集」による。

これら沖縄側資料を補うため、『内務省統計報告』各年版（～1935年）、『社会事業統計要覧』第7回～第16回、『日本社会事業年鑑』昭和8年版～昭和18年版、『方面事業年鑑（昭和十七年度版）』などの資料を用いる。

以下、行政組織・職員、方面委員制度、救貧制度、医療救護、社会事業協会の順に考察を進める。

2. 行政組織・職員

沖縄県では、1926（大正15）年6月3日に内務部から学務部が独立し（照屋榮一1984：103）、学務部社会課が設置された。社会課の設置時期について、『沖縄県社会事業要覧』では1926年7月とある（沖縄県学務部社会課1934：1）。社会課はその後、1942（昭和17）年11月に総務部、学務部、経済部が統合されて内政部が設置された際に社寺兵事課と統合されて兵事厚生課に改組された（照屋榮一1984：103-104）。

職員録により歴代の社会課長をみると、三木進一郎（1926年～1927年）、武島一義（1928年）、赤間文三（1929年）、渡部宏綱（1930年～1931年）、石丸敬次（1932年）、榎本輝義（1933年～1934年）、諸見里朝清（1935年～1937年、社会課長事務取扱）、斎藤寿夫（1938年）、西宮弘（1939年～1940年）、青木誠（1941年～1942年）とある（沖縄県職員録1943）。

1929（昭和4）年4月、地方社会事業職員制（1925年）による社会事業主事補1名が沖縄県にもおかれることとなった（沖縄県学務部社会課1934：1）。職員録により歴代の社会事業主事補をみると、兼島信悠（1929年）、知花英康（1930年～1934年）、西平賀讓（1935年～1938年）らの名前がある（沖縄県職員録1943）。1932（昭和7）年10月1日現在の職員録では、5名の職員のうち課長と2名の属が社寺兵事課兼務、社会事業主事補1名と雇1名が記載されている（沖縄県職員録1932：49-50）。

その後、1933（昭和8）年11月から社会事業事務嘱託1名をおくこととなり、1934（昭和9）年4月1日現在では課長（社寺兵事課長・商工水産課長兼務）、属2名（社寺兵事課兼務）、社会事業主事補1名、雇1名、社会事業事務嘱託1名の計6名の職員だった（沖縄県学務部社会課1934：1）。1936（昭和11）年10月1日現在の職員録では、社会事業事務嘱託として新垣恒仁の名前がある（沖縄県職員録1936：29）。

また、1938（昭和13）年の職員録からは社会事業主事が記載されており、社会事業主事として吉田嗣延（1938年～1942年）の名前がある（沖縄県職員録1943）。吉田嗣延は、戦後、南方同胞援護会の活動を通じて沖縄の社会福祉の振興に尽力することとなる。沖縄県社会福祉協議会（1986）所収の吉田嗣延の経歴では、「昭和12年10月沖縄県社会事業主事」とある（沖縄県社会福祉協議会1986：194）。社会事業主事について、1942（昭和17）年には吉田嗣延とともに浦崎純の名前がある（沖縄県職員録1943）。浦崎純は、戦後、『沖縄大観』（沖縄朝日新聞社編、日本通信社、1953年）に「厚生福祉施設」を執筆している。

県社会課では、1934（昭和9年）年3月に『沖縄県社会事業要覧・昭和九年四月』、1935（昭和10）年10月に『沖縄県社会事業要覧・第六輯・昭和十年十月』を発行している。毎年刊行されていたとすれば、1930（昭和5）年に第一輯が刊行された計算になるが、これら二冊以外の所在は不明である。

1938（昭和13）年3月社会事業法が公布（同年7月1日施行）されると、社会事業法施行細則準則（1938年6月29日、社発第110号）（厚生省社会局1939：306－308）に沿って、1938年10月14日「社会事業法施行細則」が制定された（県令31号、同日施行）。それとともに、社会事業法9条ならびに社会事業法施行規則12条～18条にもとづいて、1938年10月14日「沖縄県社会事業委員会規程」が制定された（県告示253号）。これら規定により、会長（知事）、副会長（学務部長）と「社会事業二関係アル官吏、待遇官吏又ハ公吏」「社会事業二従事スル者」「学識経験アル者」20名の委員からなる沖縄県社会事業委員会が設置された。1939（昭和14）年5月現在、官吏・待遇官吏・公吏5、社会事業従事者2、学識経験者13、委員合計20名で、社会事業従事者には国頭愛楽園長・藍沼英之助の名前がある（「地方社会事業委員会設置状況調」厚生省社会局調べ、社会福祉調査研究会1995：639）。

3. 方面委員制度

沖縄県における方面委員の設置は、1927（昭和2）年に始まる。1927年10月25日「沖縄県方面委員規程」が制定されて（告示208号、告示番号は日本社会事業年鑑1933所収「社会事業施設一覧」16頁による）、1928（昭和3）年1月31日、那覇市5名（西東、松山、泉崎、泊、垣花）、首里市3名（真和志ノ平、東風ノ平、西ノ平）、糸満市1名、名護町1名、平良町1名、石垣町1名、計12名の方面委員が設置された（沖縄県学務部社会課1934：3、方面名は中央社会事業協会（1928：735-736）より。ただし、首里市役所（1931：社5）では、首里市の方面名について「真和志ノ平等」「東風ノ平等」「西ノ平等」とある）。

三年後の1930（昭和5）年10月21日、設置地域を増やして定数を62名に増員した（沖縄県学務部社会課1934：3、ただし全日本方面委員連盟1941：343では10月31日とある）。その後、1932（昭和7）年1月救護法施行を受けて同年3月沖縄県方面委員規程を改正（県告示111号）するとともに、設置地域を増やして定数を71名に増員した（沖縄県学務部社会課1934：3）。さらに同年7月5日には新たに「沖縄県方面委員設置規程」を制定して（県告示215号、告示番号は後掲『方面委員執務便覧』2頁による）、救護法第4条の「委員」に方面委員を充てることとし（沖縄県学務部社会課1934：3）、これにともない、「各町村共大体小学校通学区域数ノ委員」（沖縄県学務部社会課1934：51）として定数が146名に増員された（沖縄県学務部社会課1934：3）。この増員以前は、「町村吏員等が方面委員を兼務」することがあったが、「是等は悉く之を改選」したという（全日本方面委員連盟1933：116）。また、増員にあわせて、各市町村長を方面理事に嘱託した（全日本方面委員連盟1933：115、全日本方面委員連盟1941：343）。

1936（昭和11）年11月方面委員令が公布されると、それにともなって定数が174名に増員された（全日本方面委員連盟1941：343）。ただし、日本社会事業年鑑（1938）には、1937（昭和12）年1月末現在、定数169名（市部17、郡部152）、現在数122名（1937年1月15日選任、市部15、郡部107）（社会局保護課調べ、日本社会事業年鑑1938：130-139）、1937年3月末現在、定数169名（市部17、郡部152）、現在数165名（市部15、郡部150）とある（社会局保護課調べ、日本社会事業年鑑1938：145）。1937（昭和12）年1月12日に沖縄県方面委員設置規程が改正さ

れており（告示7号、1月15日施行）、このときに定数が増員されたと考えられる。日本社会事業年鑑（1938）の169名が誤記であるのか、実際に146名→169名→174名と推移したのか、現段階では確定できない。1938（昭和13）年3月末現在では、定数174名（市部22、郡部152）、現在数171名（市部20、郡部151）である（社会局保護課調べ、日本社会事業年鑑1939・1940：128）。

定数については、その後174名から456名に増員された。1938（昭和13）年12月沖縄県会において、従来方面委員の定数が全県174名だったが456名に増員した、という説明がある（第56回沖縄県会議事速記録1938：第16号15頁）。全日本方面委員連盟（1941）では「昭和十三年七月七日、支那事変勃発するや時局に即応するため一躍方面委員の定数を四五六名に増加させた」（全日本方面委員連盟1941：343）とあるが、廬溝橋事件は1937（昭和12）年7月7日である。また、「昭和十三年度方面委員令施行状況及方面事業後援団体状況」（厚生省社会局、1939年調査）には、1938（昭和13）年の「自七、三至四」に「方面委員ノ定数ヲ一七四名ヨリ四五六名ニ増加」と記されており（社会福祉調査研究会1995：1188）、定数を増やした時期については確定できない。いずれにしても1939（昭和14）年3月末現在、定数456名（市部43、郡部413）、現在数445名（市部43、郡部402）（社会局保護課調べ、日本社会事業年鑑1939・1940：128）、1942（昭和17）年3月末現在、定数456名、現在数451名であった（全国方面委員連盟調べ、方面事業年鑑1943：17）。

定数はその後も増やされた。1944（昭和19）年4月11日「沖縄県方面委員ヲ設置スベキ市町村並ニ委員定数」（告示145号）により定められた定数は676名であるが、同告示には、それにともない1941（昭和16）年11月28日告示447号を廃止、とあるため、1938（昭和13）年に456名に増員された後、1941（昭和16）年11月にさらに増員され、1944（昭和19）年4月に改めて676名に増員されたと考えることができる。

ところで、いわゆる「婦人委員」について、1933（昭和8）年3月の全国方面委員大会に各県から提出された意見書のうち、沖縄県からは「地方農村に於ては婦人委員の適任者少なく且現在に於ては特に其の必要を認めず」（全日本方面委員連盟1933：116）とあるが、その後に設置されたようである。1937（昭和12）年3月末現在では定数169名、現在数165名のうち女性は0名（社会局保護課調べ、

日本社会事業年鑑1938：145)、1938(昭和13)年3月末現在、定数174名、現在数171名のうち女性は0名(社会局保護課調べ、日本社会事業年鑑1939・1940：128)だが、1939(昭和14)年3月末現在、定数456名、現在数456名のうち女性11名(すべて郡部)(社会局保護課調べ、日本社会事業年鑑1939・1940：128)、1942(昭和17)年3月末現在、定数456名、現在数451名のうち女性11名(全日本方面委員連盟調べ、方面事業年鑑1943：17)とある。

また、1936(昭和11)年方面委員令公布にともなって定数を174名に増員したが、それにあわせて方面委員銓衡委員会、方面事業委員会等の組織が整備された(全日本方面委員連盟1941：343)。1937(昭和12)年1月8日「沖縄県方面委員銓衡委員会規程」が制定され(告示2号、1月15日施行)、委員長は学務部長、委員は「方面事業二関係アル官吏待遇官吏又ハ吏員」ならびに「学識経験アル者」9名以内とされた。「昭和十三年度方面委員令施行状況及方面事業後援団体状況」(前掲)によれば、昭和13年度現在、官吏・官吏待遇・吏員7名、学識経験者1名で構成され、学識経験者には中等学校長・志喜屋幸信の名前がある(社会福祉調査研究会1995：1204)。これが、戦後、沖縄諮詢会委員長、沖縄民政府知事、沖縄群島社会福祉協議会会長などを歴任した志喜屋孝信であるか否かは不明である。

また同じ1月8日に「沖縄県方面事業委員会規程」が制定され(告示3号、1月15日施行)、会長は県知事、委員は「方面事業二関係アル官吏待遇官吏又ハ吏員」「方面委員」「学識経験アル者」から若干名とされた。同じく「昭和十三年度方面委員令施行状況及方面事業後援団体状況」によれば、昭和13年度現在、官吏・官吏待遇・吏員9名、方面委員13名、学識経験者8名で構成され、学識経験者のなかには、中等学校長・志喜屋幸信のほか、県農会幹事・知花英康、首里保育園長・照屋寛、沖縄M J L理事長・島袋源一郎などの名前がある(社会福祉調査研究会1995：1212)。

後援団体については、設置された記録はない。日本社会事業年鑑(1935)には、1934(昭和9)年3月末現在、全国で1,369団体設置、沖縄県をのぞく全府県に普及(日本社会事業年鑑1935：114)、日本社会事業年鑑(1936)には、1935(昭和10)年3月末現在、全国で1,772団体、設立なきは沖縄一県のみとある(日本社会事業年鑑1936：140)。昭和16年度現在も後援団体はない(方面事業年鑑1943：

33)。

「昭和十三年度方面委員令施行状況及方面事業後援団体状況」（前掲）に昭和13年度の活動状況（社会福祉調査研究会1995：1188）が紹介されている。そのなかに、1938（昭和13）年9月20日「沖縄県方面委員必携」を編纂して各委員に配布、とある。現存史料として『方面委員執務便覧』（沖縄県社会課、刊行年不明）があるが、そこに掲載されている方面委員規程は1932（昭和7）年7月改正のものと考えられるため、同史料は1932（昭和7）年～1937（昭和12）年の間に刊行されたものと考えられる。したがってこれとは別に、1938（昭和13）年9月「沖縄県方面委員必携」が作成、配布されたということだが、現在のところ所在は不明である。

また、『方面事業年鑑（昭和十七年版）』には、昭和16年度の各県の活動状況が掲載されており、沖縄県における方面事業講習会、方面強調週間、方面感謝日の概要を知ることができる（方面事業年鑑1943：148-150）。

4. 救貧制度

(1) 恤救規則

『沖縄県統計書』に恤救規則による救済件数が掲載されるのは1926（大正15・昭和元）年版以降である。それ以前の恤救規則の運用状況を『内務省統計報告』により見ると、沖縄県において恤救規則はほとんど用いられていなかったことが分かる。

まず、1894（明治27）年に「老衰」「男」が新規1件あるが同年中に「廃停」（10巻）、翌1895（明治28）年に「老衰」「女」が新規4件、うち1件は同年中に死亡（11巻）、3件は翌年に繰り越して、3件とも1896（明治29）年中に「廃停」とされている（12巻）。この3ヶ年に限って恤救規則の実績がみられる理由は不明である。

つづいて実績が見られるのは、1915（大正4）年に「老衰」が新規2件あるが同年中に2件とも死亡（31巻）、1918（大正7）年に「癱疾」「疾病」がそれぞれ新規1件、うち「癱疾」は同年中に死亡、「疾病」は年末現員として1件記されているが（34巻）、翌年の繰り越し人員には記載がない（35巻）。1925（大正14）

年以降とちがい、これらは「地方費」による救助とされている。

1925（大正14）年には新規救助として「癱疾」1件、「老衰」7件、「疾病」1件の計9件があり、すべて翌年に繰り越しとなっている。この年の救助は「国庫費」による救助である（40巻）。

やがて、学務部社会課の設置が契機となり、恤救規則の恒常的な運用が始まったと考えられる（表1）。1926（大正15・昭和元）年に「前年ヨリ越」で20件（「老衰」19件、「疾病」1件）が記されている。

救助者数を見ると、昭和6年度に急増しているが、これは1926（大正15・昭和元）年～1930（昭和5）年までの数値が年末現在数であるのに対し、表中この数値だけが年度末現在であることによると考えられる。1931（昭和6）年の表「済貧恤救」では、区分欄には、それ以前と同じように「年末現在」と記されているが、欄外の現在表記はそれ以前の「昭和〇年」ではなく「昭和六年度」と記されている。おそらく、1932（昭和7）年1月に施行された救護法による救護人員（1月～3月）がここに含まれているのであろう。

このことは、後述する表2、表4によっても裏付けられる。表2によると、1931（昭和6）年12月31日現在、すなわち恤救規則による救済人員は162件とある。また、表4によると1931（昭和6）年1月～3月の救護法による救護件数（実人員）が358件であり、表1の580件とほぼ一致する。

表1：恤救規則による救助・沖縄県・1926年～1931年

	救助			救助廃止			年末現在
	繰越	新規	計	廃止	死亡	計	
1926（大正15・昭和元）年	20	0	20	1	3	4	16
1927（昭和2）年	16	12	28	1	2	3	25
1928（昭和3）年	26	9	35	0	10	10	25
1929（昭和4）年	18	15	33	6	3	9	24
1930（昭和5）年	27	14	41	1	2	3	38
1931（昭和6）年度	84	503	587	6	1	7	580

出典：『沖縄県統計書』大正15・昭和元年～昭和6年から筆者作成。

注：年末現在と繰越の数値が合わないがママ表記。

注：昭和6年度は「年末現在」数値として記載されているが、実際には年度末現在と考えられる。

ただし、そのことを差し引いたとしても、1931（昭和6）年4月～12月に沖縄において救済人員が急増したということである。表2は1925年から1931年までの恤救規則による救助人員を全国計と沖縄とで並べたものである。表1とは出典が異なるため、沖縄県の数値に違いがある。この表を見る限り、1931（昭和6）年の救済人員の増加は全国的な傾向ではない。全国の救済人員をみると1926年以降おおむね1.1倍～1.2倍の増加率で推移しており、1931年3月末から12月末への増加も1.04倍である。これに対して沖縄県では、1931年3月末から12月末にかけて4.63倍と増加している。

表2：恤救規則による救助・全国と沖縄県・1925年～1931年

	実人員（現在数）	
	全国	沖縄県
1925（大正14）年12月31日	8,577	9
1926（昭和元）年12月31日	9,627	16
1927（昭和2）年12月31日	10,460	26
1929（昭和4）年3月31日	12,332	25
1930（昭和5）年3月31日	14,321	33
1931（昭和6）年3月31日	17,403	35
1931（昭和6）年12月31日	18,118	162

出典：『社会事業統計要覧』第7回～第12回から筆者作成。

注：1931（昭和6）年12月31日現在の全国には4府県が含まれていない。

年ごとの救助人員を地域別にみると、宮古、八重山では1930（昭和5）年まで実績はない。昭和6年度の宮古41件のうち9件、八重山24件のうち7件が「前年ヨリ越」とあるが、詳細は不明である（表3）。

表3：恤救規則による救助実人員・沖縄県（地域別）・1926年～1931年

	那覇市	首里市	島尻郡	中頭郡	国頭郡	宮古郡	八重山郡	全管
1926（大正15・昭和元）年	4	0	3	7	6	0	0	20
1927（昭和2）年	6	0	4	9	9	0	0	28
1928（昭和3）年	8	0	5	12	10	0	0	35
1929（昭和4）年	2	5	9	11	6	0	0	33
1930（昭和5）年	7	3	10	14	7	0	0	41
1931（昭和6）年度	180	44	118	108	72	41	24	587

出典：『沖縄県統計書』大正15・昭和元年～昭和6年から筆者作成。

救助費の負担について、1930（昭和5）年まではすべて「国庫費」によるものとされている。昭和6年度については、救助587件のうち422件について「公費」（県費・市村費）が支出されているが、これは先述のとおり救護法による救護を含んでいたためと考えられる。

（2）救護法

1932（昭和7）年1月1日の救護法施行を前に、1931（昭和6）年12月28日「救護法施行細則」が定められた（県令26号、1932年1月1日施行）。救護法施行細則準則（厚生省社会局1935：23-35）に沿った内容である。

この救護法施行細則第2条で、「救護法第四条ノ委員ハ沖縄県方面委員ト称ス」ことが規定された。そして、1932（昭和7）年1月1日、法施行にあわせて委員70名を嘱託（沖縄県学務部社会課1934：51）。1932（昭和7）年3月末現在の「救護法第四条の委員調」によれば、定数70名、現在数66名であった（日本社会事業年鑑1933：115）。先述の通り、当該時期の方面委員定数は71名であり、この1名差の理由は不明である。ちなみに、これも先述の通り、1932（昭和7）年7月には新たに方面委員設置規程が制定されて、救護法第4条の委員に方面委員が充てられることとなり、146名に増員された。つまりこれ以前、制度的には救護法第4条の委員はすべて方面委員と称したが、すべての方面委員が救護法第4条の委員となるとは限らなかったわけである。上記1名差はそのためが生じた現象であったとも考えられる。

救護限度額について、現存の「沖縄県令規全集」所収の救護法施行細則が最新

改正1942（昭和17）年6月のものであり、救護法施行当初の規定とは異なる。施行当初の救護額を知るために、1933（昭和8）年の全国方面委員大会に沖縄県から提出された数値をあげると、次のとおりである（全日本方面委員連盟1933：114－115）。

生活扶助	市	1人1日20銭、1世帯1日80銭
	町村	1人1日15銭、1世帯1日60銭
医療		1人1日12銭
助産		1人1回に付き3円
生業扶助		1人に付き20円
埋葬		7円宛

つづいて、救護状況について見ていきたい。

まず、1929（昭和4）年救護法公布後に実施された内務省社会局による昭和4年度の要救護者数調査によると、該当者数は583件（市部210、郡部373）、該当率（人口一万あたり）は、那覇（207件）が34、首里（3件）が1、郡部が8であった（社会福祉調査研究会1989：71,74－75、全国平均の該当率は市部20、郡部9）。昭和6年度の内務省社会局による要救護者数調査については、沖縄県からは「集計期日迄報告未着」（社会福祉調査研究会1989：94）とのことで数値は不明のままである。

施行直後の救護状況を表4にまとめた。要救護者数調査（昭和4年度）による該当者数が583件であったことを考えると、十分に救護がなされていたかのようにも思える。

表4：救護法による救護状況・沖縄県・1932年1月～9月

	実人員					金額		
	生活扶助	医療	助産	生業扶助	計	県負担	市町村負担	計
1932年1月－3月	344	9	5	0	358	0	3,243	3,243
1932年4月－9月	671	183	7	0	861	0	(市)1,456(町村)7,151	8,607
		(171)			(171)			

出典：『日本社会事業年鑑・昭和8年版』108頁、113頁から筆者作成。

注：括弧は二種以上併給の再掲。

注：埋葬の数値は記載がない。

しかし一方で、『沖縄県社会事業要覧・昭和10年版』では、要救護者4,794人のところ「市町村当局ニ於テハ財政上ノ関係上救護者ノ資格ヲ極度ニ低下セシメ」、その結果として昭和9年度の被救護者（実人員）988件、うち生活扶助912件であり、「要救護者数ノ五分ノ一ニモ達セヌ状態ニシテ本法遂行上誠ニ遺憾トスル所ナリ」と指摘している（沖縄県学務部社会課1935：57）。

この記述にある要救護者数は、1935（昭和10）年5月1日現在、内務省社会局保護課による「カード階級者世帯及人口数調」で、沖縄県では第一種2,983世帯、4,794人、第二種4,356世帯、11,091人、計7,339世帯、15,885人とされている（中央社会事業協会社会事業研究所1936：176）。いうまでもなく、第一種、第二種は大府方面委員制度以来、各地の方面委員活動で世帯票の作成に際して用いられていた区分で、この調査でも「疾病其他ノ事由ニ依リ生活スルコト困難ナルモノ」が第一種、「辛ジテ生活シ得ルモ一朝事故ニ遭遇スル場合ハ忽チ自活困難ニ陥ル虞アルモノ」が第二種に区分されている。

上記の沖縄県学務部社会課（1935）の指摘は、この社会局調査による第一種世帯人員4,794人をもとに、昭和9年度のおそらく生活扶助人員912件をもって「五分ノ一ニモ達セヌ状態」としているのであろう。つまり、要保護者数調査と比べれば救護状況は充分であったかのように見えるが、方面世帯調査と比べればほとんど行き渡っていなかったことが明らかとなる、ということである。

この点をさらに検証するために、方面世帯数・人員数について、沖縄県の状況が分かるものについて表5にまとめた。年度ごとの第一種世帯の人員計と次の表6に掲げる生活扶助の人員計とを比べると、第一種世帯人員のうち生活扶助を受けていたのは、多い年度で7割弱、少ない年度では4割強であったことが分かる。これによって見る限りでは、救護法による救護が要救護者（第一種世帯）に行き渡っていたとは言いがたい。その不備を、後述する母子保護法による救助や医療救護などが補完していたのだといえる。

表5：方面世帯ならびに人員数・沖縄県・昭和13年度～昭和15年度

	第一種					
	世帯			人員		
	市部	郡部	計	市部	郡部	計
昭和12年度末	106	1,046	1,152	202	1,807	2,009
昭和13年度末	142	1,554	1,696	255	2,643	2,898
昭和14年度末	—	—	2,398	—	—	3,860
昭和15年度末	—	—	2,756	—	—	4,503

	第二種					
	世帯			人員		
	市部	郡部	計	市部	郡部	計
昭和12年度末	417	1,120	1,537	532	2,058	2,590
昭和13年度末	547	2,142	2,689	767	3,735	4,502
昭和14年度末	—	—	3,757	—	—	6,509
昭和15年度末	—	—	4,712	—	—	7,954

	計					
	世帯			人員		
	市部	郡部	計	市部	郡部	計
昭和12年度末	523	2,166	2,689	734	3,865	4,599
昭和13年度末	689	3,696	4,385	1,022	6,378	7,400
昭和14年度末	—	—	6,155	—	—	10,369
昭和15年度末	—	—	7,468	—	—	12,457

出典：昭和12年度と昭和13年度は『日本社会事業年鑑・昭和14・15年版』143頁（『方面事業二十年史』60頁に同一数値あり）、昭和14年度と昭和15年度は『方面事業年鑑・昭和17年度版』19～20頁から筆者作成。

注：『方面事業年鑑・昭和17年度版』19～20頁は、昭和15年度・昭和16年度現在だが、沖縄県を含む9件は昭和14年度・昭和15年度現在。

つづいて、表6により昭和7年度から昭和15年度までの種別救護状況の推移を見てみたい。生活扶助を見ると、昭和8年度に約1.4倍に増えた後は、前年比で1.05～1.19の増加率となっている。全国計の生活扶助の増加率は昭和8年度に1.27のあと、昭和12年度までは1.01～1.05、また昭和13年度からは逆に0.86～0.96の割合で減少している（日本社会事業年鑑1939・1940：84～85、日本社会事業年鑑1943：42）。生活扶助の漸増傾向は沖縄県での特徴であったといえる。

また、医療、助産、生業扶助の救護人員が少ないが、全国計でも、生活扶助の占める割合は毎年度83～89％であり、これは全国的な傾向であったといえる（日本社会事業年鑑1939・1940：84～85、日本社会事業年鑑1943：42）。

救護要件別に見ると、老衰の割合が高かったことが分かる（表7）。毎年度、全体の65％～78％を老衰が占めている。全国計では、老衰と疾病傷痍がそれぞれ

2割強、幼者が4割前後を占めており（日本社会事業年鑑1939・1940：83-84）、老衰の割合の高さと、幼者ならびに疾病傷痕の割合の低さが沖縄県の特徴であったといえる。ちなみに、恤救規則においても1931（昭和6）年12月31日現在の実人員162のうち121（75%）を「老衰」が占めていた（社会事業統計要覧12回：156-170）。

なお、表6、表7において「収容」と記されているものについて、具体的な救護形態は不明である。

表6：救護法による種別の救助人員・沖縄県・昭和7年度～昭和15年度

	生活扶助		医療		助産		生業扶助	計			埋葬
	居宅	収容	居宅	収容	居宅	収容		居宅	収容	計	
昭和7年度	602	0	7	0	3	0	3	615	0	615	24
昭和8年度	864	0	33	0	2	0	4	903	0	903	53
昭和9年度	909	0	41	0	0	2	2	952	2	954	23
昭和10年度	1,039	0	44	0	3	0	3	1,089	0	1,089	38
昭和11年度	1,238	0	29	1	3	0	5	1,275	1	1,276	55
昭和12年度	1,390	0	24	1	1	0	8	1,422	2	1,424	54
昭和13年度	1,556	1	20	0	0	0	6	1,582	1	1,583	58
昭和14年度	1,775	1	35	0	0	0	6	1,816	1	1,817	75
昭和15年度	1,987	2	36	0	0	0	6	2,029	2	2,031	53

出典：『沖縄県統計書』昭和7年～昭和15年から筆者作成。

注：救護実人員。併給の数値は含まない。

最後に救護費の負担について、『沖縄県社会事業要覧』では市町村による救護だけが記されており、沖縄県では救護費の県負担はなかったかのようである（沖縄県学務部社会課1934：51、沖縄県学務部社会課1935：57）。しかしこれは、居住地が不確定な場合の県負担による救護（救護法21条）が沖縄県ではなされていなかった、ということであると考えられる。このような道府県負担による救護のない道府県は、昭和6年度に群馬、山梨、岩手、徳島、沖縄（社会事業統計要覧13回：139-143、日本社会事業年鑑1933：105-108）、昭和7年度の4月～9月には山梨、福井、沖縄（日本社会事業年鑑1933：110-113）、昭和7年度を通じては山梨、沖縄（寺脇隆夫2007：1498）、昭和9年度の4月～9月には青森、福井、沖縄（社会事業統計要覧14回：147-148）、昭和9年度を通じては青森、沖縄（寺脇隆夫2007：1497）、昭和10年度に鹿児島、沖縄（社会事業統計要覧15回：151-158）、昭和12年度には青森、沖縄（社会事業統計要覧16回：156-159、た

表7：救護法による要件別の救助人員・沖縄県・昭和7年度～昭和15年度

	老衰		幼弱		妊産婦		不具癱疾	
	居宅	収容	居宅	収容	居宅	収容	居宅	収容
昭和7年度	444	0	53	0	3	0	51	0
昭和8年度	687	0	37	0	2	0	78	0
昭和9年度	623	0	63	0	0	2	91	0
昭和10年度	776	0	77	0	3	0	106	0
昭和11年度	913	1	71	0	4	0	131	0
昭和12年度	1,059	0	63	0	0	2	124	0
昭和13年度	1,187	1	73	0	0	0	119	0
昭和14年度	1,424	1	59	0	2	0	126	0
昭和15年度	1,553	2	81	0	0	0	147	0

	疾病傷痍		精神耗弱又は身体虚弱		乳児哺育の母		計	
	居宅	収容	居宅	収容	居宅	収容	居宅	収容
昭和7年度	36	0	25	0	3	0	615	0
昭和8年度	48	0	50	0	1	0	903	0
昭和9年度	90	0	82	0	3	0	952	2
昭和10年度	86	0	40	0	1	0	1,089	0
昭和11年度	115	0	36	0	5	0	1,275	1
昭和12年度	132	0	40	0	4	0	1,422	2
昭和13年度	149	0	49	0	5	0	1,582	1
昭和14年度	129	0	74	0	2	0	1,816	1
昭和15年度	111	0	124	0	13	0	2,029	2

出典：『沖縄県統計書』昭和7年～昭和15年から筆者作成。

注：救護実人員。併給の数値は含まない（昭和9年度「疾病傷痍」「収容」に併給1件あるが表には記載していない）。

注：昭和10年度「老衰」の数値は記載誤りと思われるため、表では「計」から逆算した数値を仮に入れた。

だし寺脇隆夫2007：1496では沖縄のみ）であった。沖縄県においても救護法施行細則には、「市町村長ハ救護ニ要スル費用ガ府県ノ負担ニ属スベキ者ノ救護ヲ為シタルトキハ其ノ救護台帳ノ謄本ヲ添付シ遅滞ナク其ノ旨知事ニ報告スベシ」（14条）、「市町村長府県ノ負担スル費用ノ繰替支弁ヲ為シタルトキハ〔中略〕知事ニ弁償ヲ請求スベシ」（15条）、と規定されているが、実際には県負担による救護はなされなかったということであろう。

(3) 母子保護法

1937（昭和12）年3月母子保護法が公布（1938年1月1日施行）され、沖縄県では1938（昭和13年）3月15日「母子保護法施行細則」が定められた（県令7号、1938年1月1日施行）。「母子保護法施行細則準則」（厚生省社会局児童課1938：

76-86) に沿った内容である。

日本社会事業年鑑(1938)に、「厚生行政要覧による昭和十二年八月末現在母子保護法該当者状況」(日本社会事業年鑑1938:357)が「要保護母子数」として紹介されているが、そのうち沖縄県についてまとめたのが表8である。救護法による被救護者数と比べたとき、母では約30倍、子では70倍を超える該当者数であったことが示されている。全国計では、母は被救護者9,807件に対して該当者41,789件(4.3倍)、子は被救護者38,382件に対して該当者91,119件(2.4倍)であり(日本社会事業年鑑1938:359)、沖縄県においては救護法によって救護された要救護母子がわずかであったことが裏づけられる。

表8: 母子保護法該当者(要保護母子)数・沖縄県・1937年8月末現在

	市部	郡部	計
母 該当者数	175	647	822
被救護者数	5	23	28
子 該当者数	292	945	1,237
被救護者数	7	9	16
計 該当者数	467	1,592	2,059
被救護者数	12	32	44

出典:『日本社会事業年鑑・昭和13年版』359頁(同所には「資料(厚生行政要覧)」と出典明記あり)から筆者作成。

注:被救護者数は「救護法に依り現に救護を受けつゝある者」。

表9: 母子保護法による救護状況・沖縄県・1938年10月~3月

	生活扶助	養育扶助	医療	生業扶助	計	埋葬
実人員	300	593	1	0	894	4
延人員	51,690	95,503	5	—	147,198	—
金額	4,868	8,069	2	0	12,939	28

出典:『日本社会事業年鑑・昭和14・15年版』344頁、349頁から筆者作成。

母子保護法によって多くの要保護母子が救済されたことは、表9からも分かる。また、この表の実人員・延人員の数値から、ほとんどのケースが継続的に保護を受けていたことがうかがえる(生活扶助は平均172日、養育扶助は平均161日)。全国計では、生活扶助が実人員21,813に対して延人員3,171,166(平均145日)、養育扶助が実人員59,487に対して延人員8,501,245(平均143日)であり(日本社会

事業年鑑1939・1940：344)、沖縄県においては継続的に保護を受けるケースが比較的にかつたといえる。

5. 医療救護

(1) 恩賜財団済生会

1913(大正2)年4月5日「恩賜財団済生会沖縄県救療規程」が定められた(沖縄県学務部社会課1934：46)。当時の規程は済生会(1926)に収められている。同規程によれば、「市町村住民ニシテ疾病ニ罹リ他ニ公私救療ノ途ナキ者」が「市町村長ニ申出」て「治療券ノ交付ヲ受ケ」、「指定ノ治療所ニ持参シテ治療」、「重症患者ニ対シテハ往診治療」、「病症ニ依リテハ入院治療」を受ける、というものであった(済生会1926：100-101)。

済生会による救療患者数を表10にまとめた。昭和5年度から急増しているが、これは1930(昭和5)年から無医村への巡回診療を実施したためであろう(沖縄県学務部社会課1934：46)。また、昭和8年度から新患者数が増加しているが、これは後述する恩賜医療救護が始まったことと関連があるのかもしれない。

1931(昭和6)年7月、各府県に支部が設置されることとなり、恩賜財団済生会沖縄県支部が設置された(沖縄県学務部社会課1934：46)。また、「昭和10年知事事務引継書」のなかで、済生会について、「将来ノ使命トシテハ救療機関ノ設立ニアリ」(昭和10年知事事務引継書)と記されているが、これは1937(昭和12)年に実現した。同年3月に竣工し、5月15日に那覇診療所が設置されている(昭和18年知事事務引継書：190)。制度的には、1937(昭和12)年1月30日「恩賜財団済生会沖縄県救療規程」(告示33号、2月1日施行)、3月26日「恩賜財団済生会那覇診療所規程」(告示81号、3月1日施行)、同日「恩賜財団済生会那覇診療所診療規程」(告示82号、3月1日施行)などが整備された。「昭和18年知事事務引継書」のなかで、済生会那覇診療所のようなすが、「内科、外科ヲ置キ一般施療患者ノ外施療(無料)ヲ必要トセザル少額自弁ノ有料患者ノ取扱ヲナシ応召軍人遺族家族ニ対シテハ特ニ優先施療ヲナシツヽアリ」と記されている(昭和18年知事事務引継書：190)。表10では昭和12年度から「治療中」が増えているが、これは那覇診療所の設置にともなう増加と考えられる。

表10：恩賜財団済生会救療患者数・沖縄県・大正9年度～昭和15年度

	繰越	新患者			治療中
		外来	入院	計	
大正9年度	4	3	10	13	4
大正10年度	4	6	13	19	3
大正11年度	7	1	5	6	4
大正12年度	11	2	10	12	7
大正13年度	3	0	3	3	2
大正14年度	2	0	6	6	2
大正15・昭和元年度	2	0	4	4	2
昭和2年度	2	0	4	4	2
昭和3年度	0	1	4	5	4
昭和4年度	2	1	4	5	—
昭和5年度	3	406	5	411	—
昭和6年度	21	319	25	344	2
昭和7年度	4	14	39	53	4
昭和8年度	57	162	51	213	6
昭和9年度	8	580	132	712	—
昭和10年度	—	1,310	323	1,633	—
昭和11年度	—	1,347	301	1,648	—
昭和12年度	—	1,766	468	2,234	81
昭和13年度	81	1,302	161	1,463	68
昭和14年度	64	1,175	39	1,214	50
昭和15年度	48	874	39	913	43

出典：『沖縄県統計書』大正10年～昭和15年

注：「治療中」と「繰越」が一致しないがママ表記。

注：「—」は数値不明。

注：昭和10年度・昭和11年度の「治療中」にはそれぞれ「1633」「1648」と記載されているが、記載誤りだと思われるため、表では「—」と記した。

(2) 「恩賜医療救護」

「恩賜医療救護」（時局匡救医療救護）は、1932（昭和7）年の第63帝国議会において時局匡救対策として医療救護費60万円を計上、これに皇室からの下賜金300万円をあわせて道府県に配分したのがはじまりである（日本社会事業年鑑1939・1940：272）。これについて沖縄県学務部社会課（1934）では、医療救護のために県に1万6184円の下賜があり、内務省から同額交付、合計3万2368円をもとに昭和7年度から恩賜医療救護を開始、と説明されている（沖縄県学務部社会課1934：45-46）。

沖縄県では、1932（昭和7）年10月18日「恩賜医療救護規程」が定められ（告

示302号)、「本県内住民ニシテ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受クルモ医療ノ途ナキ者ニ対シ診療ヲ施スコトヲ得」(第1条)とされた。

恩賜医療救護については、道府県により事業の全部が恩賜財団済生会を通じて行われたところと、一部分の実施のみが同会を通じて行われたところがあったが(日本社会事業年鑑1939・1940:272)、沖縄県では「県直営ニテ実施」されていた(昭和10年知事事務引継書)。「恩賜医療救護規程取扱手続」(1932年10月18日県訓令甲15号、1933年9月改正)では「委託診療」「出張診療」「巡回診療」の三つの方法が挙げられ、「委託診療、出張診療ハ県ノ委託ニ依リ開業ノ医師又ハ歯科医師ニ於テ診療ヲ行ヒ巡回診療ハ県ニ於テ設置シタル診療班隨時巡回シテ診療ヲ行フ」(第1条)こととされた。また、委託診療に必要な「診療券」「治療券」も学務部社会課が発行して市町村長に配布され(第4条)、住民からの申請を受けて市町村長が交付することとされていた(第5条)。

ちなみに、恩賜医療救護が始まる際に済生会でも「時局匡救費トシテ臨時救療費ノ増額」があり、その後「恩賜医療救護事業ト連絡ヲ取り」救療を実施していたという(昭和10年知事事務引継書)。

昭和12年度以降は全国的に恩賜医療救護の全部を済生会に委託施行することとなり(日本社会事業年鑑1939・1940:272)、「救療費全額ヲ恩賜財団済生会ニ交付シ事業ヲ委託」することとなった(「医療救護施行方法二関スル件通牒」1937年3月27日、衛第171号)(厚生省生活局1941:312)。恩賜医療救護の取扱患者数を表11にまとめたが、昭和12年度に急増しているのは実施を済生会に委託したことと関連があるのかもしれない。

表11：恩賜医療救護取扱患者数・沖縄県・昭和8年度～昭和12年度

	患者実人員	患者延人員
昭和8年度	11,378	89,783
昭和9年度	9,982	60,521
昭和10年度	17,528	65,816
昭和11年度	19,235	53,952
昭和12年度	44,624	105,418

出典：『日本社会事業年鑑・昭和14・15年版』275頁(厚生省予防局調べ)から筆者作成。

取扱実績について、1938（昭和13）年12月の沖縄県会で、恩賜医療救護の治療費の支払いが非常に遅れがちであるというので治療に従事している人から「小言が多々アル」、との質問に対して、淵上知事が「本県ノ状態ヲ聴キマスルニ甚ダ成績ガ拳ツテ居ラヌノデアリマシテ、私モ遺憾ニ存ジテ居リマス」と答弁している（第56回沖縄県会議事速記録1938：第9号8－10頁）。取扱患者数をみる限りでは、他の道府県と比較して沖縄県の数値は少なくない（日本社会事業年鑑1939・1940：273－277）。詳細は不明である。

恩賜医療救護は、「県費負担ナク国庫交付金ノミ」（昭和10年知事事務引継書）とある。厚生省予防局調査の年度別道府県負担医療救護費予算額調でも昭和7年度から14年度まで沖縄県では県負担医療救護の実績はない（日本社会事業年鑑1939・1940：282）。その期間に県負担の実績がないのは、ほかに青森、鳥取、香川のみである（日本社会事業年鑑1939・1940：280－282）。

(3) 医療保護法

1941（昭和16）年3月医療保護法（10月1日施行）により、恩賜医療救護や救護法、母子保護法など各法による医療保護が一本化された。沖縄県では、1941（昭和16）年11月25日「医療保護法施行細則」が定められた（県令39号、1941年10月1日施行）。「医療保護法施行細則準則」（厚生省生活局1941：57－75）に沿った内容である。

施行細則では、医療保護法による医療券の申請と交付は方面委員を通じてなされることとされていた（第1条）。また、医療保護法第6条にもとづく「医療保護事業ヲ行フ為診療所、産院其ノ他適当ナル施設ヲ経営スル」事業者は、沖縄県では恩賜財団済生会那覇診療所とされた（1941年10月1日承認、「医療保護法施行規則第四条ノ規定ニ依ル施設」1941年11月7日、県告示425号）。

医療保護法の沖縄県における実績については、いまのところ不明である。

6. 社会事業協会

1931（昭和6）年1月16日、沖縄県社会事業協会が設立された。設立趣意書、会則は『沖縄県社会事業要覧』にある（沖縄県学務部社会課1934：15－18、沖縄

県学務部社会課1935：15－19)。

他の道府県と同じように、会長は県知事、副会長2名のうち1名は県学務部長、事務所は県社会課内に置かれた。また、県の社会事業事務嘱託・新垣恒仁に協会幹事を兼任させて会費の徴収などを担当させたという(沖縄県学務部社会課1934：18)。社会事業統計要覧(16回)に昭和12年度現在、職員1名とある(社会事業統計要覧16回：35)。

沖縄県社会事業協会の主な事業として、農繁期託児所の設置があった。沖縄県における農繁期は「二月下旬ヨリ三月中旬」の「製糖ノ外田植、大豆播等」が繁忙となる約一ヶ月間とされている(沖縄県学務部社会課1935：21)。沖縄県社会事業協会では、昭和7年度は2箇所、昭和8年度は6箇所(大里村稲嶺、小禄村赤嶺、浦添村小湾、宜野湾村真志喜、名護町幸喜、羽地村仲尾次)に設置した(沖縄県学務部社会課1934：20)。1933(昭和8)年11月末までに開設された「季節託児所」調べには、沖縄県の施設数が2とある(社会局保護課調べ、日本社会事業年鑑1936：258－259)。昭和7年度に設置された2箇所について神里博武・神山美代子(1997)は浦添村小湾と名護町幸喜であるとしている(神里博武・神山美代子1997：5)。また、昭和7年度に設置された二地区と昭和8年度の大里村稲嶺の計三地区は、昭和7年度～昭和9年度「生活改善指導字」に指定されており、神里博武・神山美代子(1997)は「沖縄における季節保育所は農村の生活改善の一環として進められた」(神里博武・神山美代子1997：5)と指摘している。

昭和9年度には11箇所(大里村稲嶺、玉城村富里、小禄村赤嶺、仲里村銭田、宜野湾村真志喜、浦添村小湾、名護町幸喜、羽地村仲尾次、本部村浦崎、高嶺村国吉、高嶺村大里)が指定された(沖縄県学務部社会課1935：22)。ただし、県社会事業協会からの補助(奨励費)は5箇所のみで、残りは「県二移ス事ト」なったという(沖縄県学務部社会課1935：21)。また、1935(昭和10)年1月には県と協力して農繁期託児所の保母講習会を開催した(沖縄県学務部社会課1935：21)。農繁期託児所について、県では昭和10年度に一ヶ所当たり20円ずつ15箇所に補助する予算を計上したというが(昭和10年知事事務引継書)、15箇所の地区名は不明である。

昭和14年度以後は「各中等学校ノ夏季休暇ヲ利用シ女学生ノ勤勞奉仕事業ノ一

トシテ義勇保育所ヲ開設」した（「昭和18年度知事事務引継書」：191）。「義勇季節保育所設置要綱」によれば、その趣旨は「時局ニ鑑ミ現役応召軍人遺族並ニ家族ニ対スル軍事援護ノ徹底ヲ図リ併セテ一般家庭ノ生産能率ノ増進乳幼児育成ノ完壁ヲ期スルヲメ」とされている（「昭和18年度知事事務引継書」：197）。また、同設置要綱によれば、毎年度、予算の範囲内で沖縄県社会事業協会から補助がなされることとなっていた（「昭和18年度知事事務引継書」：198）。

昭和13年度～昭和17年度の農繁期託児所の設置状況は表12の通りである。

表12：農繁期託児所設置状況・沖縄県・昭和13年度～昭和17年度

	県	社会事業協会	計
昭和13年度	—	23	23
昭和14年度	14	219	233
昭和15年度	9	228	237
昭和16年度	—	150	150
昭和17年度	45	226	271

出典：「昭和18年知事事務引継書」192～193頁（「農繁期保育所設置状況」）から筆者作成。

沖縄県学務部社会課（1934）には、昭和8年度執行事業として、農繁期託児所のほかに、「生活改善同盟会ノ設立」、「乳幼児愛護、自力更生、生活改善等二関スル調査」などが挙げられている（沖縄県学務部社会課1934：18）。沖縄県学務部社会課（1935）では、昭和9年度執行事業として農繁期託児所の設置が記載されているだけである（沖縄県学務部社会課1935：21～22）。

県社会事業協会による県独自の機関誌発行は、これまでのところ未見である。おそらく、発行されていなかったのであろう。

7. おわりに

戦前の沖縄県では、他の道府県と同じように社会事業行政の整備が進んだ。特に方面委員定数の拡充は著しい。一方で、方面委員後援団体の設置はなく、また、社会事業協会による県独自の機関誌発行はなく、そうした面で積極的に活動していたとは言いがたい。

救護法について、市町村では財政上の都合で「救護者ノ資格ヲ極度ニ低下」せざるを得ない状況であったという。その不備を、母子保護法による救助や各種医療救護が補完していたと考えられる。

一方で、生活改善事業の一環として始まった農繁期託児所の普及は、第一次産業従事者の割合が高かった沖縄県における特徴であったといえる。

残された課題として、経済保護事業を含む社会事業施設についての検討は、別稿を期したい。

*本研究は科研費（20530556）の助成を受けたものである。

参考文献

安仁屋政昭1974：「社会事業の概要」『那覇市史・通史篇2巻』那覇市役所、652-665頁。

石井洗二2004：「明治・大正期の沖縄における窮民救助に関する考察」『社会福祉学』45（2）、3-13頁。

沖縄県学務部社会課1934：『沖縄県社会事業要覧・昭和九年四月』沖縄県学務部社会課。

沖縄県学務部社会課1935：『沖縄県社会事業要覧・第六輯・昭和十年十月』沖縄県学務部社会課。

沖縄県社会福祉協議会1986：『沖縄の社会福祉40年—沖社協創立35周年記念誌』沖縄県社会福祉協議会。

沖縄県職員録1943：『沖縄県職員録・自明治二十年至昭和十八年』浦添市史編集事務局。

沖縄県職員録1932：『沖縄県職員録・昭和七年十月一日現在』沖縄県知事官房。

沖縄県職員録1936：『沖縄県職員録・昭和十一年十月一日現在』沖縄県知事官房。

神里博武・神山美代子1997：「昭和戦前期における沖縄の保育事業（1）」『沖縄キリスト教短期大学紀要』26、1-16頁。

神山美代子・神里博武1997：「昭和戦前期における沖縄の保育事業（2）」『沖縄キリスト教短期大学紀要』26、17-35頁。

厚生省社会局保護課1938：『児童保護関係法規』厚生省社会局児童課（『戦前期社会事業史料集成 15』社会福祉調査研究会編、日本図書センター、1985年）。

厚生省社会局1939：『救護関係法規』厚生省社会局（『戦前期社会事業史料集成 16』社会福祉調査研究会編、日本図書センター、1985年）。

- 厚生省社会局1940：『昭和十三年度方面委員令施行状況及方面事業後援団体状況』厚生省社会局（『戦前社会事業調査資料集成 10 社会事業行政』社会福祉調査研究会編、勁草書房、1995年）。
- 厚生省生活局1941：『医療保護法関係法令通牒』厚生省生活局（『戦前期社会事業史料集成 16』社会福祉調査研究会編、日本図書センター、1985年）。
- 济生会1926：『恩賜財団济生会道府県救療規程』济生会編（国立国会図書館近代デジタルライブラリー<http://kindai.ndl.go.jp/index.html>）。
- 社会事業統計要覧7回～16回：『社会事業統計要覧』第7回（1928年刊）～第14回（1936年刊）、内務省社会局、第15回（1938年刊）～第16回（1940年刊）、厚生省社会局（『戦前期社会事業史料集成』5巻～8巻、日本図書センター、1985年）。
- 社会福祉調査研究会1989：『戦前社会事業調査資料集成 3 貧困3昭和期Ⅱ』社会福祉調査研究会編、勁草書房。
- 社会福祉調査研究会1995：『戦前社会事業調査資料集成 10 社会事業行政』社会福祉調査研究会編、勁草書房。
- 首里市役所1931：『沖縄県首里市制十周年記念誌』首里市役所。
- 昭和10年知事事務引継書：『昭和拾年七月・知事々務引継書』（「学務部社会課」）。
- 昭和18年知事事務引継書：『沖縄県史料 近代1 昭和十八年知事事務引継書類』沖縄県沖縄史料編集所編、沖縄県教育委員会、1978年。
- 末吉重人2002：「近代沖縄の民間社会事業—浄土真宗の仏教慈善事業と岡山孤児院の沖縄公演」『沖縄文化』37（2）、25—48頁。
- 末吉重人2004：『近世・近代沖縄の社会事業史』榕樹書林。
- 全日本方面委員連盟1933：『全国方面委員大会（1933年）』全日本方面委員連盟（「国立国会図書館所蔵・昭和前期刊行図書デジタル版集成・社会」）。
- 全日本方面委員連盟1941：『方面事業二十年史』財団法人全日本方面委員連盟（『戦前期社会事業基本文献集 54』日本図書センター、1997年）。
- 第56回沖縄県会議事速記録1938：『第56回通常沖縄県会議事速記録』。
- 中央社会事業協会1928：『全国方面委員名簿・昭和三年版』中央社会事業協会（「国立国会図書館所蔵・昭和前期刊行図書デジタル版集成・社会」）。
- 中央社会事業協会社会事業研究所1936：『貧困原因に関する調査研究資料』財団法人中央社会事業協会社会事業研究所。
- 寺脇隆夫2007：『救護法成立・施行関係資料集成』寺脇隆夫編、ドメス出版。

照屋榮一1984：『沖縄行政機構変遷史』照屋榮一。

内務省社会局保護課1935：『救護関係法規』内務省社会局保護課（社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成 15』日本図書センター、1985年）。

日本社会事業年鑑1933～1943：『日本社会事業年鑑』昭和8年版～昭和18年版、財団法人中央社会事業協会。

方面事業年鑑1943：『方面事業年鑑（昭和十七年度版）』財団法人全日本方面委員連盟（『戦前期社会事業基本文献集 59』日本図書センター、1997年）。